

第4章

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1)医療機関等の許可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。
一般診療所・歯科診療所への立入調査を60件実施し、そのうち、診療用エックス線装置の監視指導は、8件実施した。
また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、1件の立入調査を実施した。

(2)薬局等の許可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。
また、医薬品等一斉監視指導を1回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

(3)毒物劇物販売業者等の許可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。
また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4)医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

(5)家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品・洗剤等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6)救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。令和5年度(2023年度)に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあつた医療機関は3施設であつた。

(7)年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理(回収)を行っている。

医事薬事関係施設数及び監視指導件数(表1-1)

業績			施設数			新規	廃止	更新	諸届	監視指導	
			3年度末	4年度末	5年度末						
病院			36	35	35	0	0	-	99	3	
一般診療所			388	388	388	13	13	-	305	34	
	有床		18	19	18	0	0	-	21	4	
	無床		370	369	370	13	13	-	284	30	
歯科診療所			278	281	279	14	16	-	169	26	
	有床		0	0	0	0	0	-	0	0	
	無床		278	281	279	14	16	-	169	26	
助産所			24	25	26	3	2	-	5	1	
	有床		2	2	2	0	0	-	0	0	
	無床		22	23	24	3	2	-	5	1	
衛生検査所			9	9	7	0	2	-	13	1	
施術所	あん摩マッサージ指圧、はり、灸		352	360	362	15	13	-	93	16	
	柔道整復		163	158	159	6	5	-	97	6	
出張施術業務者			309	314	319	8	3	-	11	0	
医業類似行為			0	0	0	0	0	-	0	0	
歯科技工所			86	83	84	3	2	-	6	3	
総数			1,645	1,653	1,659	62	56	-	798	90	
医薬品	薬局		233	238	240	9	7	37	1,326	154	
	販売業	店舗販売業	101	104	105	5	4	11	468	36	
		卸売販売業	41	42	39	2	5	6	43	21	
	薬局製剤製造販売業		11	11	10	0	1	1	3	2	
	薬局製剤製造業		11	11	10	0	1	1	3	2	
	麻薬小売業者		177	185	187	9	7	76	650	102	
	向精神薬販売業者		274	280	279	-	-	-	3	175	
	覚醒剤原料取扱薬局		233	238	240	-	-	-	24	154	
高度管理医療機器販売業・貸与業			174	180	178	9	11	32	159	62	
高度管理医療機器販売業			136	131	130	4	5	12	276	94	
高度管理医療機器貸与業			0	0	0	0	0	0	0	0	
管理医療機器販売業・貸与業			464	474	474	22	19	-	19	74	
管理医療機器販売業			823	860	883	36	14	-	86	75	
管理医療機器貸与業			3	3	4	1	0	-	1	0	
化粧品販売業			375	384	384	16	16	-	-	0	
医薬部外品販売業			375	384	384	16	16	-	-	0	
毒物劇物	販売業	一般販売業		153	148	142	7	13	11	69	39
		特定品目販売業		5	5	4	0	1	0	1	2
		農業用品目販売業		6	5	5	0	0	0	0	5
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	1	1	1	0	0	-	1	1
			金属熱処理業	0	0	0	0	0	-	0	0
			運送業	0	0	0	0	0	-	0	0
		非届出	工場・研究所	60	60	60	-	-	-	-	4
			学校	142	142	142	-	-	-	-	0
総数			3,798	3,886	3,901	136	120	187	3,132	1,002	

医療従事者免許受付件数(表1-2)

区分			医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
総数	3年度	789	25	5	95	37	8	418	53	19	31	1	6	34	55	2
	4年度	754	24	9	118	35	5	358	53	16	16	2	5	37	75	1
	5年度	737	27	8	113	47	2	370	37	16	24	0	4	33	54	2
新規		455	17	7	65	19	2	228	21	13	18	0	4	24	36	1
籍訂正・書換		241	7	0	43	25	0	123	12	3	6	0	0	9	13	0
再交付		36	2	0	5	3	0	18	4	0	0	0	0	0	4	0
除籍(まっ消)		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1

医療施設従事者年末届出件数(表1-3)

令和4年(2022年)12月31日現在

年度	総数	区分					
		医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	歯科技工士	准看護師 看護師 助産師 保健師
平成30	9,048	1,102	441	1,581	457	87	5,380
令和2	9,904	1,232	428	1,676	498	99	5,971
令和4	9,052	808	410	1,256	449	100	6,029

*医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、2年ごとに調査を行っている。

2 薬物乱用防止対策

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用が若年層を中心に深刻な状況であることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会（以下「薬防協」）の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行うなど、市民に対して薬物の危険性等を周知し、薬物乱用の防止対策に努めている。

(1)薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された19名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

薬物乱用防止推進サポーターの主な活動(表2ー1)

啓発活動等	活動内容
健康フェスタ・食育フェスタ	来場者に対し、啓発物資を配布した。
薬物乱用防止ポスター・標語選考会(第一次)	都が主催する薬物乱用防止ポスター・標語事業に関して、八王子地区協議会作品の第一次選考会を行った。
いちよう祭り	来場者に対し、啓発物資を配布した。

(2)その他の啓発活動

薬物乱用防止ポスター・標語事業の入賞作品をカレンダーとして作成し、市内小中学校・施設等に配付した。また、八王子駅南口総合事務所内にて入賞作品の作品展を開催し、市民に対して薬物乱用防止意識の啓発を図った。



令和5年度 薬物乱用防止「ポスター・標語」
東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会選考入賞作品

会長賞

薬物で
無くなる笑顔と
その未来
元八王子中学校二年
鈴木 楓花

薬はあなたを
はなさない
松本中学校二年
廣瀬 真優

2024 4 April	2024 5 May	2024 6 June	2024 7 July	2024 8 August	2024 9 September
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

佳作

絶対にやめよう
薬物乱用防止
ポスター・
入賞作品
展

薬物は
人の未来を
うばうもの
土谷 奈々
八王子中学校二年

NO DRUG
選択を間違えたら
NO DRUG
藤原 翔
八王子中学校二年

薬物で
壊れていいの？
自分の未来
竹之内 日輝
八王子中学校二年

一度薬物に
なれば
もう戻れない
上石 理輝
八王子中学校一年

薬物で
叶えられる
夢はない
石井 大智
八王子中学校二年

調感に
負ける自分
断る勇氣
高田 龍之介
八王子中学校二年

見たくない
君の顔
薬物に苦しむ
絶対しないで
薬物乱用
石田 聖平
八王子中学校二年

薬物で
消えてい
八王子中学校二年

2024 10 October	2024 11 November	2024 12 December	2025 1 January	2025 2 February	2025 3 March
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

八王子市健康課・八王子市教育委員会

3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1)施設と監視指導

環境衛生関係施設数・新規・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)(表3-1)

業 種		施 設 数			新 規	廃 止	諸 届	監視指導
		3年度末	4年度末	5年度末				
総数		6,140	6,109	6,046	104	167	466	734
理容所		299	291	283	4	12	24	103
美容所		769	805	805	52	52	188	289
クリーニング		279	272	270	3	5	6	15
内 訳	一般	89	83	82	1	2	3	9
	取次所	190	189	188	2	3	3	6
公衆浴場		38	35	36	2	1	24	43
内 訳	普通	2	2	2	0	0	0	2
	その他	36	33	34	2	1	24	41
旅館業		65	61	58	1	4	15	59
内 訳	旅館・ホテル	57	52	50	1	3	14	51
	簡易宿所	8	9	8	0	1	1	8
	下宿	0	0	0	0	0	0	0
	季節営業(再掲)	1	1	0	0	1	1	1
興行場		22	22	22	0	0	16	11
内 訳	映画館	9	9	9	0	0	9	9
	多目的利用施設	8	8	8	0	0	2	1
	その他	5	5	5	0	0	5	1
	仮設興行場	0	0	0	0	0	0	0
プール		28	28	28	10	10	23	39
水道施設		2,824	2,785	2,740	21	66	96	78
内 訳	上水道	-	-	-	-	-	-	-
	簡易水道	-	-	-	-	-	-	-
	専用水道	33	33	30	0	3	18	32
	簡易専用水道	693	681	681	11	11	33	24
	特定小規模貯水槽水道等	504	498	480	6	24	43	18
	特定外小規模貯水槽水道等	1,594	1,573	1,549	4	28	2	4
温泉利用施設		11	10	10	0	0	4	8
墓地等		1,589	1,584	1,577	5	12	11	21
内 訳	墓地	1,573	1,568	1,561	5	12	9	20
	納骨堂	15	15	15	0	0	1	0
	火葬場	1	1	1	0	0	1	1
特定建築物		191	191	192	3	2	59	39
住宅宿泊事業		25	25	25	3	3	0	29

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数(要綱に基づく施設)(表3-2)

業 種	施 設 数			新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	3年度末	4年度末	5年度末				
コインオペレーションクリーニング	83	86	93	10	3	4	10
コインシャワー	0	0	0	0	0	0	0
飲用に供する井戸等	625	556	552	0	4	0	0

(2)環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等(表3-3)

業 種	年度	検 査	適 合	不適合	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)	
		施設数	施設数	施設数		適 合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	3	71	71	0	71	71	0	0	0
	4	81	80	1	81	80	1	0	1
	5	81	76	5	82	77	5	1	4
美容所	3	133	131	2	133	131	2	0	2
	4	251	242	9	251	242	9	8	1
	5	182	181	1	182	181	1	1	0
						基 準		100Lux以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査(表3-4)

検 査	年度	空気検査						水質検査					
		検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中	
テトラクロロ エチレン	3	9	9	0	12	12	0	1	0	1	1	0	1
	4	7	6	1	12	11	1	1	0	1	1	0	1
	5	8	8	0	15	15	0	1	1	0	1	1	0
		基 準		25ppm以下				基 準		0.1mg/L以下			

公衆浴場の水質検査等(表3-5)

業 種	年度	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
						適 合	不適合	濁 度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照 度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素
普 通	3	3	2	1	23	22	1	0	0	0	1	0	0
	4	4	3	1	24	22	2	0	0	0	1	1	0
	5	2	1	1	20	19	1	0	0	0	1	0	0
その他	3	34	25	9	145	129	16	0	1	0	8	2	5
	4	31	23	8	146	128	18	0	0	1	13	1	3
	5	34	23	11	151	125	26	0	2	0	18	3	5
						基 準		5度以下	25mg/ℓ以下	1個/ml 以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/L 以上

宿泊施設の浴槽水の水質検査(表3-6)

年度	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
							レジオネラ属菌
3	2	2	0	6	6	0	0
4	2	2	0	6	6	0	0
5	2	2	0	7	7	0	0
基準							検出されないこと

興行場の空気検査等(表3-7)

年度	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)			
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
3	11	11	0	22	22	0	0	0	0	0
4	8	8	0	16	16	0	0	0	0	0
5	10	10	0	20	20	0	0	0	0	0
基準					0.15%以下		30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	*	

*場内において、映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上。

プールの水質検査等(表3-8)

年度	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
3	26	21	5	74	66	8	1	0	0	0	1	1	0	5	0
4	23	22	1	71	69	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
5	24	19	5	70	61	9	0	0	2	0	0	1	6	0	0
基準							5.8～8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/ml以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

温泉利用施設の水質検査(表3-9)

年度	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
							レジオネラ属菌
3	5	5	0	8	8	0	0
4	7	5	2	10	8	2	2
5	5	5	0	7	7	0	0
基準							検出されないこと

特定建築物の空気検査等(表3-10)

年度	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数(延べ数)						
				温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	8	1	7	5	12	0	0	1	0	0
5	8	3	5	1	12	0	0	1	0	0
管理基準				18℃以上 28℃以下	40～70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m ³ 以下	1000ppm以下	6ppm以下	0.1 mg/m ³ (0.08ppm)以下

*令和3年度(2021年度)は、立入監視は行っただが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため空気検査等は未実施

(3)行政による水質検査

井戸水の水質検査(表3-11)

年度	検査数	適合 施設数	不適合 施設数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
				適 合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物 イオン	全有機炭素 (TOC)	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	その他 (6項目)
3	40	36	4	36	4	0	2	0	0	1	1
4	30	23	7	23	7	2	4	0	0	0	2
5	13	9	4	9	4	3	1	0	0	0	0

(4)衛生管理講習会

衛生管理講習会(表3-12)

対 象		回 数			内 容	受講者数
		3年度	4年度	5年度		
1	プール・子ども施設の管理者	—	—	1	プールの衛生、安全管理について	99
2	宿泊施設の経営者	—	—	1	旅館業・住宅宿泊事業の管理について	20
3	美容所の経営者	—	—	1	施設の衛生管理について	159
4	理容所の経営者	—	—	1	施設の衛生管理について	114
5	特定建築物の管理者	—	—	1	ねずみ・害虫の防除について	76

*令和3年度(2021年度)～令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面講習を書面講習に代え、事業者へ講習資料の配付を行った。

(5)苦情と相談

内容別相談件数(表3-13)

総 数			営 業 関 係				飲 料 水					その他
3年度	4年度	5年度	六法 (*)	その他 (特定建築物含む)	住宅宿 泊事業	計	水道法 適用施設	特定小規模 貯水槽水道	特定外小規模 貯水槽水道	飲用に供する 井戸等	計	
663	646	537	316	122	21	459	31	15	2	24	72	6

*六法:理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

(6)室内環境対策

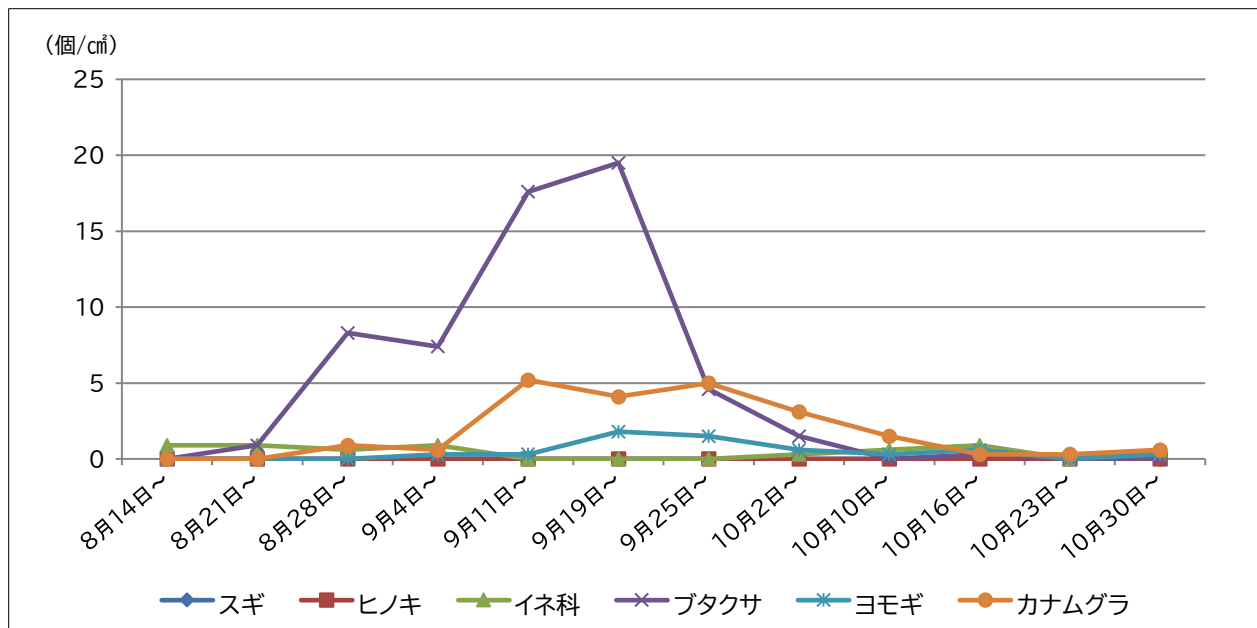
内容別相談・調査件数(表3-14)

住まい方相談	総 数			有害化学 物質	その他の 空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他
	3年度	4年度	5年度						
相 談 件 数	119	129	178	0	2	0	172	3	1
調 査 件 数	3	5	9	0	0	0	9	0	0

(7)飛散花粉数調査

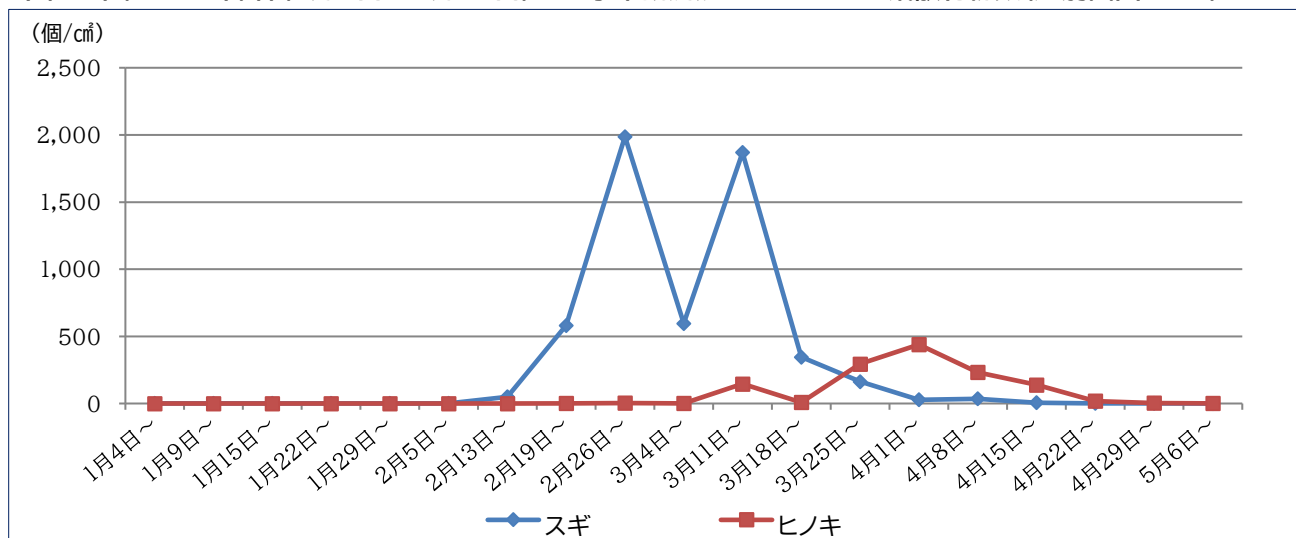
八王子市保健所を観測点として、6種(スギ、ヒノキ、イネ科、ブタクサ、ヨモギ、カナムグラ)の花粉の飛散数を調査した。

令和5年(2023年)秋(8月14日～11月5日)八王子市観測点におけるアレルギーとなる飛散花粉数(週別)(図3-1)



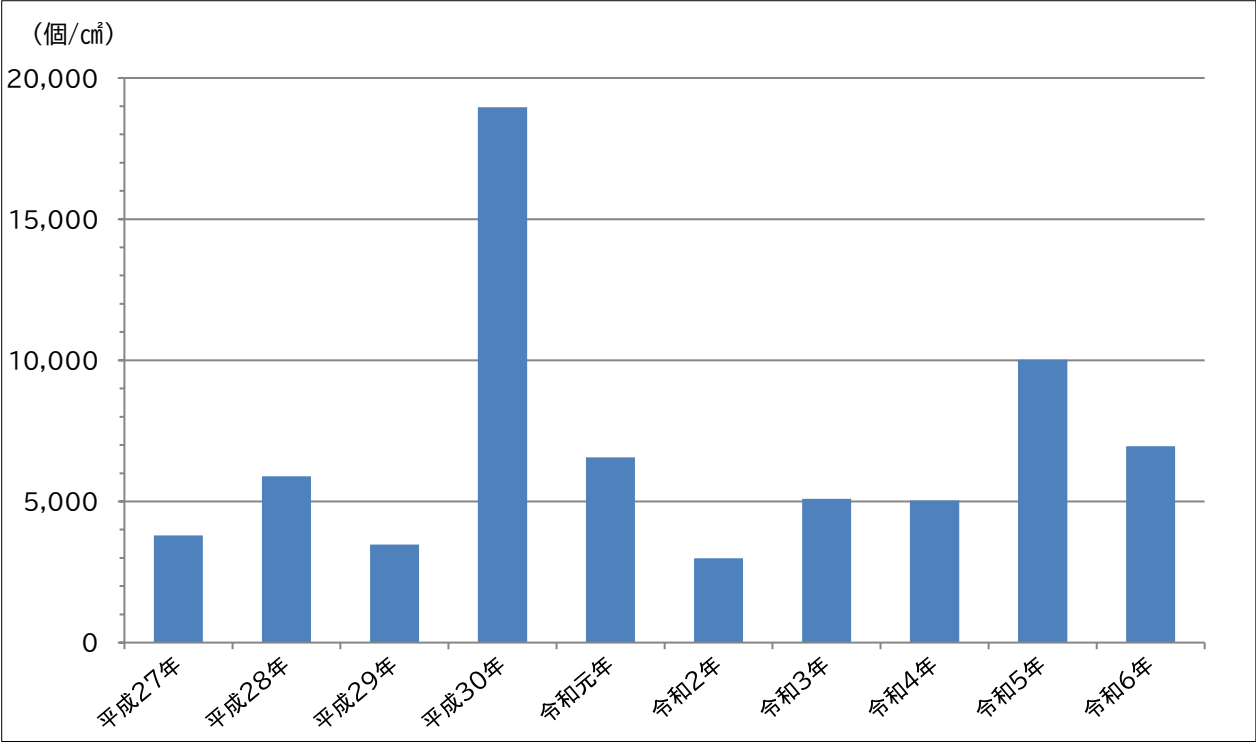
*令和5年(2023年)秋に実施した調査において、最も多く飛散していたのはブタクサ花粉であった。

令和6年(2024年)春(1月4日～5月13日)八王子市観測点のスギ・ヒノキ飛散花粉数(週別)(図3-2)



*令和6年(2024年)春に実施した調査におけるスギ花粉の飛散状況について、飛散開始日は2月14日であり、スギ花粉飛散数はヒノキ花粉飛散数の約4.4倍であった。

八王子市観測点におけるスギ・ヒノキ合計飛散花粉数の推移(年別)(図3-3)



*令和6年(2024年)春のスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は、昨年の約0.7倍の6952.8個/cm³であり、平成27年(2015年)から令和6年(2024年)までの10年平均飛散数の約1.0倍であった。

4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、食品関係営業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。

令和3年(2021年)6月1日に営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設が行われ、新たな業種による許可・届出制度へ移行した。改正前の食品衛生法に基づく業種を表4-1に計上し、改正後の食品衛生法に基づく業種を表4-4、4-5に計上している。

(1)営業施設、許可数、監視指導件数

【改正前】食品衛生法第52条に規定する営業(表4-1)

区 分		3年度末 営業所数	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
					新 規	更 新		
合 計		5,448	4,164	3,068	—	—	1,096	242
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	36	27	17	—	—	10	1
	バー・キャバレー	178	136	110	—	—	26	3
	一般飲食店	2,640	2,003	1,481	—	—	522	58
	民生食堂	—	—	—	—	—	—	—
	すし屋	83	66	56	—	—	10	3
	そば屋	71	55	42	—	—	13	—
	仕出し屋	35	29	21	—	—	8	4
	弁当屋	144	108	92	—	—	16	15
	そう菜店	108	74	52	—	—	22	15
	コンビニエンスストア等	2	2	—	—	—	2	—
	移動	4	3	2	—	—	1	—
	臨時	226	179	118	—	—	61	—
	許可ある集団給食	298	249	203	—	—	46	27
	自動車	145	125	87	—	—	38	1
	自動販売機	5	4	2	—	—	2	—
	天ぷら船	—	—	—	—	—	—	—
	屋形船	—	—	—	—	—	—	—
小 計		3,975	3,060	2,283	—	—	777	127
喫 茶 店 営 業	店舗	62	51	38	—	—	13	2
	自動販売機	282	194	116	—	—	78	—
	自動車	5	3	3	—	—	—	—
	小 計	349	248	157	—	—	91	2
菓 子 製 造 業	パン製造業	156	116	78	—	—	38	6
	生菓子製造業	122	94	72	—	—	22	8
	その他の菓子製造業	288	219	151	—	—	68	11
	移動	—	—	—	—	—	—	—
	臨時	61	42	33	—	—	9	—
	自動車	40	33	25	—	—	8	—
	小 計	667	504	359	—	—	145	25
あん類製造業		2	1	1	—	—	—	1
アイスクリーム類製造業		60	55	42	—	—	13	9
乳処理業		—	—	—	—	—	—	—
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—	—
乳製品製造業		5	4	2	—	—	2	1
集乳業		—	—	—	—	—	—	—
乳 類 販 売 業	専業	—	—	—	—	—	—	—
	ショーケース売り	—	—	—	—	—	—	—
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	—
	自動車	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—	—

区 分		3年度末 営業所数	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
					新 規	更 新		
食肉処理業		14	9	6	－	－	3	1
食 肉 販 売 業	一般	112	83	68	－	－	15	22
	包装	－	－	－	－	－	－	－
	自動販売機	－	－	－	－	－	－	－
	自動車	－	－	－	－	－	－	－
	小 計	112	83	68	－	－	15	22
食肉製品製造業		8	4	3	－	－	1	－
魚 介 類 販 売 業	一般	110	80	59	－	－	21	19
	包装	－	－	－	－	－	－	－
	自動車	1	1	1	－	－	－	－
	小 計	111	81	60	－	－	21	19
魚介類競り売り業		－	－	－	－	－	－	－
魚肉練り製品製造業		7	5	3	－	－	2	3
食 品 の 冷 凍・冷 蔵 業	冷凍業	14	13	9	－	－	4	12
	冷蔵業	－	－	－	－	－	－	－
	小 計	14	13	9	－	－	4	12
食品の放射線照射業		－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料水製造業		7	4	3	－	－	1	－
乳酸菌飲料製造業		－	－	－	－	－	－	－
氷 雪 製 造 業	冰雪製造業	－	－	－	－	－	－	－
	自動角氷製造機	－	－	－	－	－	－	－
	自動販売機	－	－	－	－	－	－	－
	小 計	－	－	－	－	－	－	－
冰雪販売業		－	－	－	－	－	－	－
食 用 油 脂 製 造 業	動物性油脂	2	1	1	－	－	－	－
	植物性油脂	4	3	2	－	－	1	－
	小 計	6	4	3	－	－	1	－
マーガリン又はショートニング製造業		－	－	－	－	－	－	－
みそ製造業		－	－	－	－	－	－	－
しょうゆ製造業		1	1	1	－	－	－	－
ソース類製造業		3	3	3	－	－	－	2
酒類製造業		3	3	1	－	－	2	－
豆腐製造業		7	6	4	－	－	2	4
納豆製造業		1	－	－	－	－	－	－
麺類製造業		30	23	19	－	－	4	4
そうざい製造業		54	45	35	－	－	10	7
かん詰又はびん詰食品製造業		5	2	2	－	－	－	－
添加物製造業		7	6	4	－	－	2	3

東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(表4－2)

区 分		3年度末 営業所数	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数
					新 規	更 新		
ふぐ条例 営業	ふ ぐ 取 扱 所	35	36	34	8	－	10	37
	ふぐ加工製品取扱施設	133	－	－	－	－	－	－

*ふぐ加工製品取扱施設数については、令和4年(2022年)4月1日に東京都ふぐの取扱い規制条例改正に伴い、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止されたためである。

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数(表4－3)

区 分	3年度末 営業所数	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	3	1	1	－	－	－	5

【改正後】食品衛生法第55条に規定する営業(表4-4)

区 分		3年度末 営業所数	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
					新 規	更 新		
合 計		1,065	2,190	3,153	1,099	—	136	1,339
飲 食 店 営 業	一般飲食店	694	1,380	1,941	658	—	97	781
	集団給食	61	104	164	62	—	2	83
	自動車	60	125	205	87	—	7	87
	簡易	9	9	8	—	—	1	—
	移動	2	4	4	—	—	—	—
	臨時	64	146	231	94	—	9	94
	天ぷら船	—	—	—	—	—	—	—
	屋形船	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	890	1,768	2,553	901	—	116	1,045
調理機能を有する自動販売機		4	17	33	19	—	3	18
食肉販売業		20	43	54	12	—	1	33
魚介類販売業		25	54	66	15	—	3	37
魚介類競り売り営業		—	—	—	—	—	—	—
集乳業		—	—	—	—	—	—	—
乳処理業		—	—	—	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業		—	—	—	—	—	—	—
処 理 業 食 肉	一般	3	7	11	4	—	—	6
	自動車	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	3	7	11	4	—	—	6
食品の放射線照射業		—	—	—	—	—	—	—
菓子製造業		71	180	259	86	—	7	105
アイスクリーム類製造業		1	4	3	—	—	1	1
乳製品製造業		2	3	4	1	—	—	1
清涼飲料水製造業		2	6	6	—	—	—	3
食肉製品製造業		1	3	4	1	—	—	4
水産製品製造業		1	3	6	3	—	—	6
氷雪製造業		—	—	—	—	—	—	—
液卵製造業		—	—	—	—	—	—	—
食用油脂製造業		—	2	3	1	—	—	3
みそ又はしょうゆ製造業		—	—	—	—	—	—	—
酒類製造業		1	3	7	4	—	—	4
豆腐製造業		4	5	6	2	—	1	8
納豆製造業		—	1	1	—	—	—	—
麺類製造業		5	9	11	2	—	—	2
そうざい製造業		21	52	80	31	—	3	40
複合型そうざい製造業		—	1	1	—	—	—	1
冷凍食品製造業		—	—	1	1	—	—	1
複合型冷凍食品製造業		—	—	—	—	—	—	—
漬物製造業		3	11	15	5	—	1	5
密封包装食品製造業		5	9	16	7	—	—	8
食品の小分け業		4	7	9	2	—	—	6
添加物製造業		2	2	4	2	—	—	2

【改正後】食品衛生法57条に規定する営業等(表4-5)

区 分			3年度末 営業所数	4年度末 営業所数	5年度末 営業所数	届出件数	廃業数	監視件数
合 計			2,244	2,395	2,519	447	323	180
営 業 届 出 業 種	旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装)	156	121	83	2	40	4
		食肉販売業(包装)	181	151	114	4	41	6
		乳類販売業	512	456	412	6	50	11
		冰雪販売業	2	2	2	－	－	－
		コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	146	233	280	71	24	－
		小 計	997	963	891	83	155	21
	販売業	弁当販売業	22	24	27	5	2	－
		野菜果物販売業	42	60	71	23	12	8
		米穀類販売業	23	23	24	1	－	5
		通信販売・訪問販売	5	8	7	－	1	－
		コンビニエンスストア	207	218	236	27	9	23
		百貨店、総合スーパー	96	106	114	28	20	52
		自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	194	206	215	24	15	－
		その他食料・飲料販売業	319	408	502	179	85	38
		小 計	908	1,053	1,196	287	144	126
	製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	－	－	－	－	－	－
		いわゆる健康食品の製造・加工業	5	5	7	2	－	－
		コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	12	19	33	15	1	2
		農産保存食料品製造・加工業	2	3	3	－	－	－
		調味料製造・加工業	5	7	12	8	3	－
		糖類製造・加工業	－	－	－	－	－	－
		精穀・製粉業	10	10	10	－	－	－
		製茶業	6	8	11	3	－	－
		海藻製造・加工業	－	－	－	－	－	－
		卵選別包装業	2	3	2	－	1	－
		その他食料品製造・加工業	17	29	37	13	5	2
		小 計	59	84	115	41	10	4
	上記以外のもの	行商	4	11	17	6	－	－
		集団給食施設	254	262	275	24	11	27
		器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	4	4	4	－	－	－
		露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、営業とみなされないもの	1	1	1	3	3	－
		その他	12	12	14	2	－	2
		小 計	275	290	311	35	14	29
		計	2,239	2,390	2,513	446	323	180
公衆衛生に与える影響が少ない営業			5	5	6	1	－	－

(2)食品検査等

ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために食品の収去検査を実施した。

食品別収去検査(表4－6)

項目		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
食品分類										
3年度総数		179	179	－	108	108	－	71	71	－
4年度総数		167	167	－	94	94	－	73	73	－
5年度総数		171	171	－	104	104	－	67	67	－
魚介類等	魚介類	3	3	－	3	3	－	－	－	－
	魚介類加工品	10	10	－	4	4	－	6	6	－
冷凍食品	無加熱摂取	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結前加熱済・加熱後摂取	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結前未加熱・加熱後摂取	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生食用冷凍鮮魚介類	－	－	－	－	－	－	－	－	－
肉・卵類及びその加工品		9	9	－	6	6	－	3	3	－
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳製品	4	4	－	2	2	－	2	2	－
	乳類加工品	1	1	－	－	－	－	1	1	－
	アイスクリーム類・氷菓	2	2	－	2	2	－	－	－	－
農産物等	穀類及びその加工品	1	1	－	－	－	－	1	1	－
	野菜類・果物及びその加工品	26	26	－	14	14	－	12	12	－
菓子類		22	22	－	13	13	－	9	9	－
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	17	17	－	8	8	－	9	9	－
	酒精飲料	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	氷雪	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の食品	缶詰・びん詰	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	調味料	4	4	－	－	－	－	4	4	－
	そうざい類及びその半製品	52	52	－	41	41	－	11	11	－
	上記以外の食品	20	20	－	11	11	－	9	9	－
添加物	別表第1の添加物及び製剤	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他添加物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
器具等	器具及び容器包装	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	おもちゃ	－	－	－	－	－	－	－	－	－

*検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査する。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行う。

食品・器具・手指の検査(表4－7)

年度	区 分		検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
				良	不 良	良	不 良
3	総 数		－	－	－	－	－
4	総 数		－	－	－	－	－
5	総 数		198	188	10	－	－
	内 訳	手指	99	90	9	－	－
		調理器具	99	98	1	－	－
		食品	－	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－	－

*令和3年度(2021年度)～令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

(3)食中毒

ア 食中毒発生状況

令和5年度(2023年度)は7件の食中毒事件が発生した。

食中毒発生状況(表4－8)

総 数			内 訳				
3年度	4年度	5年度	発生年月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数／喫食者数
2件	4件	7件	令和5年4月3日	魚介類販売業	真いわしお造り	<i>Anisakis simplex sensu stricto</i>	1名／1名
			令和5年4月25日	不明	生食用かつおの柵（推定）	<i>Anisakis simplex sensu stricto</i>	1名／1名
			令和5年4月30日	飲食店営業	にぎり寿司(いわし)	<i>Anisakis</i>	1名／1名
			令和5年6月2日	飲食店営業	当該施設が調理し提供した食事	黄色ブドウ球菌	25名／不明
			令和5年6月24日	飲食店営業	当該施設が調理し提供した食事	セレウス菌 <i>Gillbert</i> I 型（毒素産生性）	7名／11名
			令和5年8月6日	家庭	ヒラメの刺身	アニサキス	1名／5名
			令和5年9月1日	不明	刺身盛り合わせ（推定）	アニサキス I 型第三期幼虫 <i>Anisakis simplex sensu stricto</i>	1名／4名

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査(表4－9)

事 件 数			調 査 対 象 数				検 査 件 数		
			患 者 関 係		施設関係				
			総 数	発 病 状 況		総 数	病 因 菌 検 出 状 況		
				3年度			4年度	5年度	非発病
9	26	27	44	20	24	21	18	6	12

(4)苦情・相談等

苦情処理件数(表4－10)

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
3	100	2	17	2	2	25	32	6	6	1	－	7
4	138	7	22	1	3	19	54	11	16	－	－	5
5	152	3	22	4	2	13	71	7	18	－	－	12

*食品衛生業務報告書に記載した件数

相談件数(表4－11)

合 計			処理の内容	
3年度	4年度	5年度	電話処理	窓口処理
18,248	17,458	12,852	7,394	5,458

(5)講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会(B)は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況(表4－12)

年度	区 分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
3	回 数	－	4	1	5
	受講者数	－	161	11	172
4	回 数	1	16	－	17
	受講者数	301	385	－	686
5	回 数	2	29	3	34
	受講者数	486	605	84	1,175

(6)調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数(表4－13)

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
3	総 数		185	11
4	総 数		175	9
5	総 数		156	16
	内 訳	免許申請	132	16
		免許証書換交付申請	11	－
		免許証再交付申請	13	－

(7)縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数(表4－14)

年度	回 数	件 数
3	5	363
4	7	575
5	7	1,130

(8)化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場等及び苦情処理件数(表4－15)

年 度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
3	年度末施設数等	1	－	1	5
	施設に関する苦情処理件数	－	－	－	－
4	年度末施設数等	1	－	1	6
	施設に関する苦情処理件数	－	－	－	－
5	年度末施設数等	1	－	1	6
	施設に関する苦情処理件数	－	－	－	－

(9)保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設*1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を9回、情報交換会を3回開催した。

給食施設数(表4-16)

年度	総数	学校	病院	介護老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	矯正施設	寄宿舎	事業所	給食センター	その他
3	407	118	35	8	2	41	111	12	1	16	32	1	30
4	406	119	33	8	2	41	111	12	1	16	30	1	32
5	405	120	33	8	2	41	111	12	1	16	29	1	31

*1 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)
特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の給食施設を合わせた数値を計上)

給食施設指導状況(表4-17)

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
3	総数	個別指導延べ施設数	409	243	45	121
		(再掲)巡回指導	43	25	4	14
		集団指導 実施回数	6	-	-	-
		延べ施設数	193	128	7	58
4	総数	個別指導延べ施設数	316	178	45	93
		(再掲)巡回指導	31	14	4	13
		集団指導 実施回数	10	-	-	-
		延べ施設数	344	205	23	116
5	総数	個別指導延べ施設数	355	221	40	94
		(再掲)巡回指導	37	25	3	9
		集団指導 実施回数	12	-	-	-
		延べ施設数	506	299	36	171

栄養管理講習会実施状況(表4-18)

	開催日	対象	テ ー マ	講 師 名	参 加 施設数	参 加 人 数
1	5月23日	全給食施設	(1)食品衛生、苦情の対策 (2)給食施設の栄養管理	(1)食品衛生監視員 (2)栄養指導員	59	61
2	5月25日				49	49
3	7月13日	児童福祉施設等	乳幼児の摂食嚥下 ～こだわりの強い子も含めた包括的 な支援を目指して～	日本歯科大学口腔 リハビリテーション科 教授 田村 文誉氏	57	69
4	7月19日	全給食施設	色と食のおいしい関係	医療法人社団 龍岡会 龍岡栄養けあびっと 吉田 美代子氏	52	67
5	8月9日	児童福祉施設等	小学校・保育園の食育活動	・公立小学校栄養士 ・社会福祉法人 敬愛学園 渡辺 由香氏	35	36
6	9月11日	全給食施設	給食施設におけるBCP及び災害時の 備え	女子栄養大学 公衆栄養学研究室 准教授 久保 彰子氏	79	81
7	11月16日	全給食施設	(1)感染症予防 (2)大量調理衛生管理マニュアル (3)市の食育の取り組み	(1)保健対策課 (2)食品衛生監視員 (3)栄養指導員	105	106
8	12月7日	病院・高齢者施設	(1)摂食嚥下障害の原因と病態 (2)学会分類2021コード分類	(1)保健総務課 歯科医師 (2)医療法人社団 永生会 鈴木 真由美氏	16	17
9	2月22日	全給食施設	黙食の秘めた可能性	神奈川工科大学 健康医療科学部栄養管理学科 教授 餐場 直美氏	28	25

情報交換会実施状況(表4-19)

	開催日	対象	テ ー マ	講 師 名	参 加 施設数	参 加 人 数
1	1月24日	児童福祉施設等	離乳食について	栄養指導員	14	14
2	3月12日	児童福祉施設等	幼児食について	栄養指導員	22	22
3	3月18日	病院・高齢者施設	災害備蓄について	栄養指導員	8	8

イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導

飲食店等の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

栄養表示・飲食店指導(表4－20)

年 度	区 分		業 者 指 導(件数)
			食品関係業者等
3	個別指導延べ施設数		11
		(再掲)巡回指導	2
	集団指導 実施回数		0
	延べ施設数		0
4	個別指導延べ施設数		65
		(再掲)巡回指導	35
	集団指導 実施回数		0
	延べ施設数		0
5	個別指導延べ施設数		10
		(再掲)巡回指導	10
	集団指導 実施回数		0
	延べ施設数		0

虚偽誇大表示禁止に係る監視指導(表4－21)

年 度	立入件数	指導品目数
3	1	0
4	1	0
5	2	0

収去検査(表4－22)

年 度	検査種類	検体数	良	不適正疑い	備考
3	栄養成分表示	3	2	1	所管する自治体へ情報回付を行った。
	栄養成分表示	4	-	4	市内事業者へ確認指導を行った。
4	栄養成分表示	3	-	3	市内事業者へ確認指導を行った。
	栄養強調表示	4	3	1	所管する自治体へ情報回付を行った。
5	栄養成分表示	4	4	0	
	栄養強調表示	2	2	0	

5 動物衛生

(1)狂犬病予防・動物愛護

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射(表5－1)

年度	登録数(新規・転入)	抹消数(死亡・転出)	年度末登録数	狂犬病予防注射接種数
3	2,711	3,486	27,324	20,406
4	5,220	4,695	27,849	20,434
5	6,213	5,779	28,283	20,329

*令和4年度(2022年度)より狂犬病予防法の特例制度(マイクロチップ)による登録が開始

犬・猫の引取り及び処分の状況(表5－2)

年度	犬							猫						
	引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数			引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数		
	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡
3	0	22	22	0	0	0	0	0	113	0	113	0	0	0
4	10	19	15	1	11	0	1	0	98	0	98	0	0	0
5	0	18	16	1	0	0	0	0	60	0	60	0	0	0

負傷動物等の収容及び処分の状況(表5－3)

年度	犬						猫						その他	
	負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			収容数	処分数
				①譲渡が適切でない	②飼養で きる動物	③引取り 後の死亡				①譲渡が 適切でない	②飼養で きる動物	③引取り 後の死亡		
3	1	0	1	0	0	0	6	3	0	1	0	2	0	0
4	3	2	1	0	0	0	4	0	0	2	0	2	0	0
5	1	0	1	0	0	0	6	0	1	1	0	4	0	0

*殺処分数の①譲渡が適切でないは、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等と判断された動物

動物による事故及び苦情件数(表5－4)

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬								猫							その他	
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	総数	内訳							総数	内訳							
						放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他
3	30	30	0	0	246	25	24	2	19	108	3	41	24	309	61	32	56	5	6	149	13
4	42	42	1	1	295	14	12	4	20	175	0	42	28	214	24	26	41	2	6	115	8
5	29	29	0	0	298	23	21	1	14	189	1	31	18	136	21	25	21	3	1	65	6

(2)動物愛護の推進

例年、適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」の実施、また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

普及啓発事業実施回数(表5－5)

年度	適正飼養講習会	いのちの教育	地域猫説明会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
3	1	-	1	6
4	1	3	1	-
5	1	6	1	-

八王子市動物愛護推進員活動実績(表5－6)

年度	内容
3	八王子市動物愛護推進員連絡会1回、しつけ教室、動物教室、わんわんパトロール等の啓発活動、普及啓発資材の作成、飼い方相談、飼い主への助言、動物に関する相談対応等
4	八王子市動物愛護推進員連絡会2回、いのちの教育講師3回、しつけ教室、動物教室、わんわんパトロール等の啓発活動、普及啓発資材の作成、飼い方相談、飼い主への助言、動物に関する相談対応等
5	八王子市動物愛護推進員連絡会2回、いのちの教育講師6回、しつけ教室、動物教室、わんわんパトロール等の啓発活動、普及啓発資材の作成、飼い方相談、飼い主への助言、動物に関する相談対応、迷い犬猫の保護等

八王子市動物愛護推進協議会(表5－7)

年度	会議	人数	協議会開催日	内容
3	第四期第1回	8名	7月30日	飼い主のいない猫対策について (仮称)八王子市動物愛護センターの整備について
	第四期第2回	9名	2月15日	飼い主のいない猫対策等に関するアンケート調査について
4	第四期第3回	9名	8月9日	飼い主のいない猫対策について
	第四期第4回	8名	2月17日	飼い主のいない猫対策について 第四期のまとめについて
5	第五期第1回	10名	8月17日	・動物愛護推進員について ・本市の動物愛護関連事業について ・災害時のペット対策について
	第五期第2回	10名	3月22日	・動物愛護推進員の活動について ・動物愛護推進員の人材確保及び育成について

(3)飼い主のいない猫(野良猫)対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度交付実績(表5－8)

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	単価	件数	助成額	単価	件数	助成額	単価	件数	助成額
不妊手術	7,000円	372件	2,604,000円	7,000円	194件	1,358,000円	7,000円	112件	784,000円
去勢手術	4,000円	348件	1,392,000円	4,000円	180件	720,000円	4,000円	130件	520,000円
計		720件	3,996,000円	計	374件	2,078,000円	計	242件	1,304,000円